

(2) 被災者受入支援チーム

① 避難生活支援

【避難所の運営、民間宿泊施設の借り上げ等】

市町村に窓口を設置し、市町村の公的施設を活用した避難所や県が借り上げた民間宿泊施設において他県からの避難者の受入れを行った。

取 組 内 容

[経過]

月 日	経 過
3月14日(月)	・福島県知事からの要請により全国知事会から避難者の受入れを要請される(公文書は3月15日付け) ・県有施設、市町村有施設及び民間宿泊施設の受入可能数の調査を開始
15日(火)	・災害対策本部会議で、正式に他県からの避難者の受入れを決定
16日(水)	・約570施設、24,000人の受入れが可能と表明
17日(木)	・県内各市町村に避難所の設置を依頼
18日(金)	・市町村を窓口として、借り上げた民間宿泊施設での避難者の受入れを開始 ・総合防災課長から岩手県及び宮城県に被災者の受入れが可能であることを伝達

[実績]

- ・設置避難所数 22市町村(未設置:小坂町、上小阿仁村、にかほ市) 39か所
- ・民間宿泊施設 延べ176施設 114,004泊

課 題 等

- (1) 広域災害が発生した場合においては、災害救助法第30条に基づき、市町村に事務委託することも可能であり、その場合、被災者受入業務は市町村が担い、県は後方支援と全体調整を担当する方法があったのではないかと。
- (2) 避難者の民間宿泊施設での受入れについて、受付、費用負担の方法等がすべてに前例がなく、市町村や関係団体や施設運営者との連絡調整に手間取った。

経 験 ・ 教 訓

- (1) 避難所での厳しい避難生活が長期化してきたこともあり、一時的に被災地を離れ心身の疲れを癒やすための短期間の滞在を県独自の判断で認めたが、これは現地で活動してきたボランティアからの相談が寄せられたことが契機となっており、いろんなチャンネルから情報を収集することが必要である。
- (2) 他県の広域災害や県内での大規模災害の発生に備え、避難者を民間宿泊施設で受け入れる場合について、関係団体等と協定を締結するなどして、基本的な事項について確認しておくことが望ましい。

【見舞金の給付】

秋田県内において長期にわたり避難している世帯に対し、見舞金を給付した。

取 組 内 容

- ・対 象 者 基準日時点（H23.7.1）で本県で長期（1か月以上）の避難生活をしている世帯
- ・金 額 1世帯7万円（単身世帯は4万円）
- ・交 付 方 法 避難者からの申請を受け、本人の指定した口座に振込
- ・交付件数及び額 813件、49,830千円

課 題 等

- （1）対象者は、総務省が呼びかけをした「全国避難者情報システム」に登録された避難者としたが、避難者の居場所が流動的な時期であり、また、同システムへの登録も任意であったことから、未登録者も多く、支給対象者の特定が困難であった。
- （2）原則として口座振替とする現行の県の会計システムでは、口座確認作業をはじめとする支給事務が膨大で、実際に避難者が見舞金を受領できるまでに時間を要した。

経 験 ・ 教 訓

- （1）現行の会計システムでは口座振込による支払いが原則であるが、災害時の場合はタイムリーな支援ができるよう会計システムの稼働時間を延長するなど弾力的な運用を図る必要がある。

【県内避難者への相談体制の整備、交流支援】

県内に避難している被災者に対し、県及び市町村が連携して避難者が必要としているニーズの把握を行った。

取 組 内 容

- ・相談窓口の設置
各地域振興局に相談窓口を設置
- ・支援ニーズの把握
県及び市町村が連携して避難者の支援ニーズ等を把握
- ・交流会等
北秋田地域振興局で被災者向けの農業体験会を開催
家庭菜園や果樹収穫体験の機会を提供（3回開催 延べ78人参加）
第1回 平成23年 9月 18日 梨狩り、蕎麦打ち（25人）
第2回 平成23年10月 15日 ほうれん草収穫体験（20人）
第3回 平成23年11月5～6日 りんご狩り、きりたんぽづくり（33人）

課 題 等

- (1) 応援要請による他県からの避難者への支援というこれまでにない取組であったため、県と市町村との役割分担や経費負担について明確でなく、市町村や地域により取り組みに温度差があった。

経 験 ・ 教 訓

- (1) 避難者が県内の各市町村に避難したため、県が統一的に支援していくことは困難であり、避難者に身近なところで支援が行える体制を整える必要がある。(例：被災者の受入れと支援は市町村、全体調整など後方支援は県)
- (2) 交流会について事業終了後にアンケートを行ったが、被災者同士の連携や収穫の喜びを感じることができたという回答が多かった。
- (3) しかし、交流会等の開催に当たっては、一刻も早く帰りたいと考えている避難者の心情にも配慮する必要がある。

【震災避難者交流事業】

避難者の地域との繋がりや被災地との繋がり、孤立化を防止するため、避難者支援相談員が各世帯を訪問し円滑な生活再建のサポートを行った。

取 組 内 容

- ・ 相談員数 8人（中央地区6人、県北地区1人、県南地区1人）
- ・ 戸別訪問 個別相談によるニーズの把握や被災地の情報提供（月2回程度）
- ・ 情報誌の発行 月1回
- ・ 交流センターの運営
秋田県避難者交流センター 県生涯学習センター内（火～金曜日）
- ・ 情報交換交流会の開催
秋田県内避難者情報交換交流会
(第1回) 平成24年2月5日 県生涯学習センター

課 題 等

- (1) 避難生活の収束が見えない中、避難者支援相談員は国の緊急雇用創出基金を活用して雇用しているが、今後も避難者の滞在看込まれることから、基金終了後、財源をどうするかが課題となっている。
- (2) 行政の職員として相談業務を行うことの限界もあり、他県のように社会福祉協議会やNPOに委託して、民間活動の一つとして行うことで、被災者の立場に立った相談業務となる可能性もある。

経 験 ・ 教 訓

- (1) 民間部門でこうした活動を担う人材が不足している。日頃から災害時の避難者支援を担う人材や団体を養成しておく必要がある。

【福島県からの児童生徒の受入れ（夏期）】

福島県の児童生徒が屋外での活動が制限されるなど不自由な日常生活を余儀なくされている状況を踏まえ、夏休み期間中を本県で伸び伸びと過ごしてもらうため、本県に受け入れた。

取 組 内 容

[事業内容]

- ・ 対 象 者 福島県に住んでいる児童生徒及び保護者
(10人以上の団体の場合は送迎)
- ・ 期 間 概ね1週間程度
- ・ 費用負担 宿泊費(1泊3食)及び送迎に係る費用は県負担
※受入市町村が滞在中の行動プログラム等を作成して対応した

[実績]

- ・ 延べ参加者 5,524人(平成23年7月23日～同年8月31日)
- ・ 延べ宿泊数 31,527泊

課 題 等

- (1) 他の全国大会と重なったため、受入れが特定の市町村に集中した。

経 験 ・ 教 訓

- (1) 宿泊施設ごとのサービス内容に差があることは一定程度はやむを得ないが、事前の取り決めによりある程度の格差を解消できると考えられる。
- (2) 受入市町村に対し、事前に具体的にどのような支援をして欲しいか等の依頼をしておく必要がある。

【被災者への生活物資の提供】

本県への避難者に対し、県民等から提供された支援物資を旧秋田県小児療育センターにおいて直接提供したほか、市町村やNPO等を通して提供を行った。(再掲)

取 組 内 容

- ・ 旧秋田県小児療育センターでの直接提供
秋田市社会福祉協議会やボランティアなどの協力を得て、旧秋田県小児療育センターにおい

て、被災者へ直接支援物資を提供した。

開館回数	13回（うち土・日曜日 4回）
期 間	平成23年7月17日（日）～同年11月20日（日）
来館者数	約1,000人（延べ）
提 供 数	段ボール換算 約3,600箱分

- ・市町村やNPO等を通じた提供（避難者との個別対応含む）

被災者の支援活動を行っているグループ等からの要請を受け、市町村やNPO等などと連携し、県民から受け入れた物資を支援した。

期 間	平成23年4月～同年12月
依頼者数	約30の団体・個人（延べ）
提 供 数	段ボール換算 約400箱分

課 題 等

- （1）秋田市社会福祉協議会や多くのボランティア等の協力を得て、被災者に対し保管物資を活用した支援ができた。
- （2）旧秋田県小児療育センターでの提供に際しては、市町村の協力を得て被災者ニーズを調査し、市町村と連携して送迎バスを出してもらうなどのフォローを行ったほか、土日に提供日を設定するなどの対応をした。

経 験 ・ 教 訓

- （1）県民から受け入れた物資を円滑かつ迅速に被災者に提供するためには、物資の仕分けや管理を適切に行うことが必要であることから、専門的なノウハウを持つ事業者等の協力が必要である。

【被災者の生活復興支援（緊急小口資金（特例貸付））】

被災した世帯への当座の生活費の貸付けを行った。（秋田県社会福祉協議会が実施）

取 組 内 容

[経過]

- ・平成23年3月11日 特例措置の通知（厚生労働省発 都道府県宛）
（従前の緊急小口資金との違い）
 - ・貸付対象を低所得者に限定していないこと
 - ・貸付上限を20万円まで拡大していること
 - ・据置期間を1年以内に延長していること
 - ・償還期限を2年以内に延長していること
- ・平成23年3月18日 特例措置による受付開始

[制度概要]

- ・貸付金額 20万円以内
- ・償還期限 据置期間経過後2年以内
- ・貸付対象 被災世帯（低所得世帯に限らない）
- ・貸付利子 無利子
- ・据置期間 貸付けの日から1年以内
- ・連帯保証人 不要

[支援実績]

- ・貸付受付期間 平成23年3月18日～翌年3月31日
- ・貸付決定件数 66件（平成24年3月31日現在）
- ・貸付決定総額 1,100万円（平成24年3月31日現在）

課 題 等

- (1) 民生委員を経由していないため、生活状況の把握が難しい。
- (2) 借受人の多くは被災地の住所で登録しており、連絡なしに転居した場合、行方不明の扱いになる可能性が高い。（債権管理が難しい）
- (3) 県外に転居した場合、償還指導が困難になる。（転居先の県・市町村社協の協力が必要である）
- (4) 通帳、印鑑、キャッシュカードを所持していない方、秋田県内に金融機関の本・支店がないため資金の引き出しができない方については、居住地の金融機関に新規口座を開設してもらうこととしたが、口座開設がスムーズにいかないケースがあった。

経 験 ・ 教 訓

- (1) 提出書類が少なく、該当要件が簡素化されていたので、書類受付から2～4日程度で貸付金を送金することができた。（資金供給がスムーズにできた）

【被災者の生活復興支援（生活復興支援資金）】

被災した低所得世帯の生活の復興を支援する資金の貸付けを行った。（秋田県社会福祉協議会が実施）

取 組 内 容

[経過]

- ・平成23年5月 2日 特例措置の通知（厚生労働省発 都道府県宛）
- ・平成23年7月25日 特例措置による受付開始

[制度概要]

- ・貸付金額
 - 一時生活支援費 月20万円（単身世帯は15万円）以内×6か月
 - 生活再建費（転居費等） 80万円以内
 - 住宅補修費 250万円以内
- ・貸付対象 被災した低所得世帯（被災により低所得世帯となった場合も含む）
- ・据置期間 貸付け（最終）の日から2年以内
- ・貸付利子 原則無利子
- ・償還期限 据置期間経過後20年以内
- ・連帯保証人 原則1人
- ・貸付申込先について、被災地から他県に避難している場合は居所の市町村社協となるが、居所に住民票を移しているか又は居所（親族・知人・友人宅を除く。）が自治体への照会により確認できる場合に限られる。

[支援実績]

- ・貸付受付期間 平成23年3月18日～

- ・貸付決定件数 2件（一時生活支援費）（平成24年3月31日現在）
- ・貸付決定総額 210万円（平成24年3月31日現在）

課 題 等

- (1) 親族・知人・友人宅に避難している場合は、住民登録がなされた後、居所の市町村社協への申込みとなるが、義援金や補償金の関係等で住民票を移すことに踏み切れない場合がある。
- (2) 提出書類の種類が多く、申込みに至るまでのハードルが高い。
- (3) 民生委員を經由していないため、生活状況の把握が難しい。
- (4) 被災世帯ではあるが、資金の使途が生活再建に繋がるか判断できない（否決）ケースがあった。
- (5) 貸付後の生活状況は、借受人が社協に来所しないと把握できない。
- (6) 県外に転居した場合、償還指導が困難になる。（当該県・市町村社協の協力が必要である）

経 験 ・ 教 訓

- (1) 本県に居を構え、生活再建を図るための資金として供給できた。（書類受付から10～20日程度で貸付金を送金）

【被災者への冬道の安全運転体験講習の実施】

福島県からの避難者を対象に、冬道の安全運転体験型講習を実施したほか、降雪期に必要なスノーブラシなどを贈呈した。

取 組 内 容

[実施状況]

月 日	経 過
① 11月27日（日）	自動車学校のスキッドコースを使用し雪道体験型講習を実施
② 12月11日（日）	秋田大学において冬道の安全運転講習を実施しスノーブラシを贈呈

①の実施状況

- ・開催日時 平成23年11月27日 午前10時～午後零時
- ・開催場所 太平自動車学校 スキッドコース太平
- ・参加者 秋田うつくしま県人会（福島県人会の名称）の避難者10人（避難者の子ども6人見学）
- ・主催 秋田地区ダンプカー協会
- ・後援 秋田中央警察署
- ・訓練内容 フルブレーキ（ABSあり・なし）
風船回避（ABSあり・なし）



雪道体験型講習

②の実施状況

- ・開催日時 平成23年12月11日 午前10時～午後零時
- ・開催場所 秋田大学教育文化学部3号館344教室
- ・参加者 秋田うつくしま県人会(福島県人会の名称)の避難者約100人
- ・主催 秋田地区ダンプカー協会
- ・後援 秋田中央警察署
- ・実施状況 冬道安全対策用品贈呈
交通安全講習



冬道の安全運転講習

[実施の背景]

- ・秋田市に避難している被災者から「経験したことのない雪道走行時の滑走」による交通事故を心配する声があったことから、交通事故防止の訓練及び交通安全講習会を実施した。
- ・本講習は、秋田地区ダンプカー協会の協力を受け、秋田中央署員を講師にスキッドコース太平における体験型講習と、秋田大学を会場に座学講習を行ったほか、冬期間に必要なスノーブラシや解氷剤をプレゼントした。

[受講者の感想]

- ・「車が道路上で滑るという意味が良く分かった」「アンチロックブレーキシステムについても理解できた」と好反響であった。

② 住居支援

【民間賃貸住宅の借り上げ】

民間賃貸住宅を借り上げし、応急仮設住宅として提供した。

取 組 内 容

[経過]

- ・国からの通知
平成23年4月30日付けで厚生労働省から被災3県に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅の借り上げを促進する通知
- ・被災県の要請
上記通知を受け、被災県から次により要請
福島県(平成23年5月8日付け) 宮城県(平成23年5月11日付け)
岩手県(平成23年5月19日付け)

[制度の概要]

- ・借上対象物件
家賃が6万円以下(ただし、同居者(乳幼児除く)5人以上の場合は9万円以下)
- ・経費の負担等
退去時修繕負担金(2か月分)、仲介料(0.5か月分)、損害賠償保険料(実費)、付帯設備費(0.5か月分)、家賃、共益費、駐車場料金
- ・生活必需品の提供
家電セット(テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、電気ポット、洗濯機は「日本赤十字社」)

が提供。その他必需品（寝具、掃除機、テーブル、ハンガー、物干し、キッチン用品）は「県」が提供)

[民間賃貸住宅提供実績]

・平成23年度 296世帯

課 題 等

- (1) 生活必需品の提供を含めた制度の運用について、厚生労働省と被災県との見解の違いや実態との乖離があり、避難者の要望に応えることができない事例が多くあった。
- (2) 入居物件に対する苦情が多いが、転居が不可能なため解決策を講ずることが困難である。

経 験 ・ 教 訓

- (1) 実際の制度の運用においては、不動産業界の商慣習等に左右される部分が多く、関係業界との調整も図りながら進めなければならなかった。
- (2) 震災後の日数経過から避難者であるのか、個人的な事情による転入であるのかなどの線引きが困難になる恐れがある。

【県営住宅の提供（備品整備含む）】

被災者のための住居として県営住宅を提供し、併せて、生活するために必要な設備の設置、生活物品の支給を行うことで、被災者に対し、安心して暮らせる住環境を提供した。

取 組 内 容

- ・ 県営住宅への被災者の受入れ
震災発生後から平成23年8月末まで、一部の県営住宅の一般公募を停止し、被災者を受け入れるための住宅を確保した。電話による申込みを可能とし、被災者が住宅を確保しやすい環境を整えた。
- ・ 生活に必要な設備の設置及び生活物品の支給
被災者が生活するために必要な設備及び生活物品を提供した。

【被災者受入れに要した経費等】

(単位：千円)

項 目	内 容	実 績 額
設備設置	ガスコンロ、暖房器具、照明器具、給湯器の設置	6,251
生活物品支給	TV、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、布団等の支給	4,129

課 題 等

- (1) 受入れ当初、国からの情報が錯綜し、被災者に提供する住宅の位置付けが曖昧になったため、日本赤十字社からの家電等支給制度を活用できず、県独自で家電等を提供することになった。

- (2) 県内の公営住宅の位置付けや生活物品等の提供の可否については、各自治体の判断によることとされ、入居する住宅の管理主体ごとに格差が生じた。
- (3) 借上民間賃貸住宅と公営住宅の窓口が別々となり、手続きが非効率になった。

経験・教訓

- (1) 被災者に提供する生活物品や被災者を受け入れる住宅の位置付けを事前に定めておくなど、災害発生時に迅速に対応するための体制を整備しておくことが重要である。
- (2) 災害発生時において、被災者に対して円滑に住宅を提供できるよう、公営住宅に関する情報の共有を進めていく必要がある。
- (3) 被災者受入れのワンストップ行政サービスを提供するため、借上民間賃貸住宅と公営住宅の受入窓口を一本化するなどの対応について検討していく必要がある。

③ 就労支援

【就労ニーズの把握・情報提供】

避難者対象の就労等のニーズ調査やハローワークや関係部局への情報提供を行った。

取組内容

- ・ニーズ把握
市町村と連携し避難者に対するアンケート調査の実施や戸別訪問時において確認した。
- ・求人情報の提供
県が実施している緊急雇用臨時対策基金関連の求人情報や職業訓練関連情報を県のホームページに掲載した。
- ・相談会の実施
避難者情報交換・交流会においてハローワーク担当者による相談会を実施した。

課題等

- (1) 当初は避難は一定期間の滞在が前提であるため、短期間の求人が少ないなど求人と求職のミスマッチが発生していた。
- (2) その後、避難が長期間になると分かった段階で正職員への採用希望も増えたが、県内の求人そのものが低迷しており被災者向けの求人が少なかった。

【求職者支援】

雇用労働アドバイザーの事業所訪問による求人の掘り起こしに取り組むとともに、求職者向けの委託訓練により、被災者の求職に対する支援を実施した。

取 組 内 容

- ・ 求人への掘り起こし
ハローワークとの連携による求人への掘り起こしの結果、平成24年3月末までに1,710人の求人があり、278人が就職した。
- ・ 職業訓練
平成23年度では、離職者に対して70コースで定員1,082人の委託訓練を実施。平成24年3月末までに6人の被災者が職業訓練を受講。うち3人が訓練を終了し、就職した。
※訓練修了後の被災者の就職先 → 介護施設（宮城県、由利本荘市）、農協（福島県）

課 題 等

- (1) 県内の求人そのものが低迷していることから、被災者向けの求人も少ない状況であった。また、就業条件、職種等について被災者のニーズと企業側のミスマッチがあった。
- (2) 職業訓練は一般求職者を対象としており、訓練コースも一般求職者のニーズ等を参考にして設定していることから、被災求職者に限定したコース設定は難しい状況であった。

経 験 ・ 教 訓

- (1) 将来の生活基盤をどこに置くか見通しが立たず、本県での就職について条件等明確な意思表示ができないため、求人があっても就職に結びつかない場合が少なくない状況であった。

④ 健康管理等支援

【震災避難者相談・交流事業】

避難者を対象とする講話、避難者間交流、健康相談、ニーズ調査等を実施した。

取 組 内 容

- ・ 第1回
日 時 平成23年10月25日
場 所 横手市交流センターY2プラザ
参加者 6人
内 容 健康相談、避難者同士の交流、ギター弾き語り&トーク等
- ・ 第2回
日 時 平成24年2月16日
場 所 鶴が池荘（横手市山内）
参加者 24人
内 容 健康相談、避難者同士の交流、かまくら・ぼんでん見学

経験・教訓

- (1) 参加者アンケートでは、「このような避難者同士の交流の機会が欲しかった」、「リラックスできた」等の回答があり、相当の効果があつたと考える。参加者の満足度も非常に高かつた。
- (2) 避難者が引き続き管内に居住し続けるのか今後の生活見通しは不明だが、居住している限り相当のニーズがあると思われる。

【受入被災者の保健・医療支援】

被災地から本県に避難された方々に対して健康相談等を行い、保健・介護・医療等の必要な支援に当たつた。

取組内容

[経過]

- ・ 県内市町村では、平成23年3月中旬より県外の被災者を受け入れ、主に市町村保健師が中心となって健康相談や電話確認等を実施した。
- ・ 鹿角市、仙北市においては、5月初めから、長期に宿泊施設に避難された石巻市、女川町の避難者各120人に対し県、市の保健師が合同で支援に当たつた。具体的には、週1回の保健師による出張相談のほか、医療を要する方には市が医療機関までの送迎を実施した。これらは避難所が閉鎖するまで継続した。(鹿角市は9月30日、仙北市は8月3日に閉鎖)
- ・ 秋田市においても、宿泊施設に避難していた被災者の巡回相談や電話確認を実施した。(10月で終了)

[支援内容]

- ・ 血圧測定や健康体操の実施
- ・ 健康相談の実施 (鹿角市では医師も協力)
- ・ 医療機関への受診勧奨、受診連絡、送迎
- ・ 乳幼児の予防接種相談、育児相談
- ・ 介護を要する方への支援 など

課題等

- (1) 本県に避難した被災者については、市町村が中心となり、県地域振興局福祉環境部の保健師も協力して健康相談等支援したが、開始に当たり十分に連絡調整する時間がとれなかつた。
- (2) 事前に、積極的に受入市町村から情報を収集したり、受入現場の状況把握や情報共有を図る必要があつた。

経験・教訓

- (1) 被災者にできるだけ早期に、相談機関等の情報について周知することが必要である。

⑤ 教育支援

【スポーツ活用地域の賑わい創出事業】

被災地のスポーツ団体が県内の施設を利用して実施する合宿等に対して支援を行った。

取組内容

[経緯]

震災の影響により普段使用している体育施設等が損壊や避難所となり使用できなかつたり、原発事故による屋外活動の制限等により活動に支障を来しているスポーツ団体が数多く存在していた。

このような状況を踏まえ、「おもてなしの心」で被災者を受け入れ、スポーツを通じて元気になって復興に繋げてもらいたいとの思いから、スポーツ合宿に対する補助及びスポーツ合宿推進員による支援を実施した。

[取組実績]

- ・スポーツ合宿等誘致推進事業（被災者支援枠）

補助内容 合宿等の宿泊費及び交通費に対する補助（1団体当たり上限額500千円）

宿泊費 1人1泊3,000円×参加者数×宿泊日数

交通費 1人 2,000円×参加者数

交付団体 131団体（参加人数2,842人、延べ宿泊人数4,710人）

交付額 18,111千円

- ・スポーツ合宿推進員（2人雇用）

県内のスポーツ施設、宿泊施設の情報提供及び各施設との連携・調整を図り、スポーツ団体の要望とのマッチングを行った。また、岩手県、宮城県、福島県を訪問し、ニーズの掘り起こし等を実施した。

経験・教訓

- （1）秋田で初めて合宿を行うスポーツ団体の場合、練習相手、スポーツ施設の情報不足のため、スポーツ合宿推進員の活動が非常に有効であった。
- （2）合宿を実施したスポーツ団体からは、スポーツ施設及び宿泊施設について大変満足したとの声が寄せられており、今後も事業を継続して欲しいとの要望が多くあった。

【被災児童・生徒の修学支援】

本県に避難し学校等へ転入した児童・生徒等に、県民からの見舞金を原資として修学一時金を交付した。また、被災した幼児が本県の幼稚園に就園する際の負担軽減助成、児童生徒の保護者等に修学援助した市町村への助成及び被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業により、被災児童・生徒等の修学を支援した。

取 組 内 容

1. 被災児童・生徒修学一時金交付事業

[経過]

平成23年

- 4月20日 県民の見舞金として、県内報道3社から県に対し寄附申込み(44,428,899円)
- 5月13日 5月臨時会で補正予算可決、交付金手続き開始
- 8月1日 予算額に達したため交付金申請書受付終了
- 8月5日 県民の見舞金として、秋田魁新報社から県に対し寄附申込み(7,978,997円)
- 10月4日 9月定例会(9月議会)で補正予算可決、交付金手続き再開
- 10月20日 予算額に達したため交付金申請書受付終了

[交付実績]

- ・交付概要 学用品の準備等学習環境を整備するため、修学一時金として児童・生徒等1人につき10万円を交付する。
- ・交付金額

①5月補正	44,500千円	445人
②9月補正	8,000千円	80人
計	52,500千円	525人

(校種別人数) ・小中学校 309人 ・高等学校 16人
・高等学校(私学) 1人 ・特別支援学校 4人
・幼稚園・保育園 195人

2. 被災幼児就園支援事業

被災した幼児が本県の幼稚園に就園する際の負担を軽減するため、市町村及び私立幼稚園設置者が実施する保育料等の減免に係る経費を助成することにより、被災幼児の就園機会を確保した。

- ・市町村

[対象]

秋田市、能代市、横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、仙北市

[実績額]

4,261千円(公立幼稚園3人、私立幼稚園54人)

- ・私立幼稚園設置者

[対象法人]

学校法人聖霊学園 ほか22法人

[実績額]

2,095千円(私立幼稚園58人)

3. 被災児童生徒修学支援事業

被災し、修学が困難となった児童生徒の教育を受ける機会を確保するため、児童生徒の保護者等に修学援助を実施した市町村に対して助成した。

[概要]

平成23年5月2日 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金交付要綱の制定

(文部科学大臣裁定)

補助率 10/10

対象経費 学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費

[実績]

- ・助成市町村 16市町村（鹿角市、大館市、北秋田市、潟上市、男鹿市、秋田市、由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、小坂町、八峰町、羽後町、大潟村）

- ・支給内訳 (単位：人、千円)

	人数	補助金			
		学用品等費	医療費	学校給食費	計
小学生	207	4,725	1	5,870	10,596
中学生	44	2,278	0	1,605	3,883
計	251	7,003	1	7,475	14,479

4. 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

被災により特別支援教育就学奨励事業の支弁区分が変更となる場合において、被災前と被災後の所要経費の差額を支給することにより、就学を支援した。

[対象者]

能代養護学校 小学部5年 1人

[事業内容]

支弁区分 被災前 II → 被災後 I

[対象経費]

- A = 被災前の支弁区分における特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費
- B = 被災後の支弁区分における特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費
- B - Aで計算した差額を被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業で支出

[実績]

学校給食費	10,920円
学用品等購入費	1,450円
合計	12,370円

課 題 等

1. 被災児童・生徒修学一時金交付事業

- (1) この修学一時金は、見舞金という限られた原資を財源としていることから、本県に転入したすべての児童・生徒に交付することができなかった。
- (2) 予算措置を必要とするため、寄附申込みから実際の交付までに期間を要し、追加補正分では手続き再開後すぐに受付終了となってしまった。

2. 被災幼児就園支援事業

- (1) 被災者以外に対する就園支援事業である「幼稚園就園奨励事業」や子育て支援課が実施している「すこやか子育て支援事業」といった他制度との調整に伴う市町村及び私立幼稚園設置者の事務負担が大きい。
- (2) 予算が伴い震災発生直後に事業実施することは困難であるが、避難先での被災家族の生活状況を確認しながら、国や市町村等と連携し、スピードをもって対応する必要がある。

3. 被災児童生徒修学支援事業

- (1) 市町村が行う被災児童生徒への就学援助に対する助成となるため、関係市町村はこの経費について予算化しておく必要がある。

(2) 被災児童生徒に転出入があった場合は、交付決定額の変更手続きを行う必要がある。

4. 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

(1) 特別支援教育就学奨励事業の受給申請書類に加え、東日本大震災により被災したことを証明する書類の提出が必要となることから、保護者に対して提出書類について周知する必要がある。

経験・教訓

1. 被災児童・生徒修学一時金交付事業

(1) 交付までに時間はかかったが、児童・生徒の転入情報の把握や個人情報の管理など、県と市町村が連携して事業を実施することができた。

2. 被災幼児就園支援事業

(1) 避難先の市町村や就園した幼稚園の考え次第で、事業に繋がるか繋がらないか分かれたことから、事業に対する十分な説明が必要と思われた。

3. 被災児童生徒修学支援事業

(1) 関係市町村が対象となる児童生徒の確認を行うことになる。前年所得による確認が困難な場合は、罹災証明や保護者等からの聞き取りによる確認でも可能である。

4. 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

(1) 被災県からの転入者が、特別支援教育就学奨励事業の対象者である場合においては、被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業の対象となるのかについて、学校と密接に連絡をとりながら適切に判断する必要がある。

【被災児童・生徒の学習支援、心のケア】

県内4地区（3教育事務所、1出張所）に臨床心理士25人を配置し、東日本大震災により被災した児童生徒等の支援を行うために、臨床心理士等を学校等に派遣し、カウンセリングなどによる心のケアに当たった。また、学習進度の遅れや学校生活への不適応が見られる児童生徒に対する支援として、非常勤講師を派遣した。

取組内容

1. 緊急スクールカウンセラーの配置

[実施方法]

配置箇所	北教育事務所	中央教育事務所	中央教育事務所由利出張所	南教育事務所
配置人数	5人	8人	6人	6人
年間配置時間	40時間	120時間	30時間	65時間
内容	【計画的な学校訪問】 東日本大震災により被災した児童生徒等のいる学校を1回以上、計画的に緊急スクールカウンセラーが訪問し、カウンセリング、研修会等を行う。 ※訪問する回数は、児童生徒の状態に応じて決定する。			

【要請によるカウンセリング】

東日本大震災により被災した児童生徒等の支援のために活用を希望する幼稚園・保育所、高等学校及び特別支援学校に対して、緊急スクールカウンセラーを派遣し、カウンセリング、研修会等を行う。

[実施実績]

・計画的な学校訪問

訪問校数 166校（小学校129校、中学校37校）

相談等人数 421人（児童生徒55人、保護者23人、教職員343人）

・要請によるカウンセリング等

訪問校数 4校（小学校3校、中学校1校）

相談等人数 9人（児童生徒3人、保護者3人、教職員3人）

2. 学習等支援のための非常勤講師の配置

[実施実績]

・学習支援のための非常勤講師の派遣（1人）

大館市立長木小学校 平成23年5月30日～同年6月24日

北秋田市立鷹巣小学校 平成23年6月27日～同年7月22日

平成23年8月26日～同年12月9日

課 題 等

- (1) 年度途中からの事業であったことから、本事業について各市町村教育委員会、学校等への周知が不十分であった。本事業の趣旨を各市町村教育委員会、学校等へ周知し、円滑な運用を図ることが必要であった。
- (2) 年度途中からの事業であったことから、緊急スクールカウンセラーの都合の良い日が少なく、訪問計画を立てる際など学校の都合と合わない場合が多かった。
- (3) 既定予算内での配置としたため、任用期間の上限が3か月となり、対象児童生徒への在学期間を通した支援ができなかった。

経 験 ・ 教 訓

- (1) 学校がより適切に本事業を活用できるようにするために、年度当初に、事業の趣旨や、計画的な訪問と要請による訪問の違い等を明確にして学校へ伝える必要がある。
- (2) カウンセラーが様々な状況により効果的に対応できるようにするために、対象児童生徒等に関する事前の情報をより詳しく学校に求める必要がある。

【被災した児童・生徒の経済的支援等】

被災により県立学校に入学又は転学する高校生の入学金・入学検定料を免除したほか、被災により本県の高等学校等へ転入した生徒に対して高校奨学金を貸与した。また、被災した家族に対して保育料の減免を行った市町村の負担を支援した。

取 組 内 容

1. 高校入学金・入学検定料の減免

震災後に、県立学校に入学又は転学した被災生徒への入学検定料及び入学金の免除措置を行った。

・震災直後の転入学者 1年生6人、2年生3人、3年生6人、計15人（全日制）

・平成24年度入学者選抜学力検査の受検者 11人（全日制）

入学検定料 57,200円（2,200円×26人（全日制：平成23年度転入学者15人、平成24年度入学者選抜学力検査11人））

入 学 金 84,750円（5,650円×15人（全日制：平成23年度転入学者15人））

計 141,950円

2. 高校奨学金の弾力的運用

平成23年4月18日から「秋田県高等学校等奨学金（東日本大震災被災者用）」の募集を開始し、被災生徒2人から申込みがあった。

[弾力的運用の内容]

- ・無利子貸与とし、貸与額は原則として自宅外の区分で貸与
- ・貸与期間は在学校の標準修学期間内で希望する期間において貸与
- ・所得要件、成績要件を問わず貸与
- ・申請期間を定めず、随時受付により貸与
- ・申請書類が整うまでの間、提出確約書を提出することにより貸与
- ・生徒のみ転住の場合でも貸与

[貸与実績]

・貸 与 先 福島県から県内公立高等学校へ転入した生徒2人（兄弟）（3年生、1年生）

・貸与期間 平成23年4月分～同年11月分

・貸与月額 いずれも月額23,000円

・貸与総額 368,000円（※平成23年11月に被災生徒2人から貸与辞退の申し出があり、貸与額が全額返還された。）

3. 震災被害者保育料減免支援事業

被災した家族に対して保育所保育料の減免を行った市町村の負担を支援した。平成23年6月に厚生労働省から事業通知があり、県内各市町村に需要額調査を実施し、最終的に6市町から申請があった。（対象24人）

・対象市 横手市、大館市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、三種町

・実績額 1,117千円

課 題 等

1. 高校入学金・入学検定料の減免

- (1) 平成24年度入学者選抜学力検査から、被災により転入してきた中学生が受検をしてきたが、入学検定料の免除を受けるには事前の申請が必要となる。免除希望者が円滑に申請を行えるよう各中学校への周知が必要となる。

2. 高校奨学金の弾力的運用

- (1) 転入した生徒が20人程度に対して申請者が2人であったこと、また、その2人も年度途中

で貸与を辞退し、全額償還していることから、被災者の貸与型奨学金に対するニーズはそれほど大きくなかったと考えられる。

3. 震災被害者保育料減免支援事業

- (1) 各市町村では保育所設置条例等において、緊急時等における保育料減免を規定しているが、今回の被災がこの規定の該当となるか、他の制度との調整をどうするのかといったことを短期間で判断しなければならず、申請に繋がらないケースが見られた。
- (2) また、予算が伴うことでもあり、震災発生直後に事業実施することは困難であるが、避難先での被災家族の生活状況を確認しながら、国や市町村等と連携し、スピードをもって対応する必要がある。

経験・教訓

1. 高校入学金・入学検定料の減免

- (1) 申請書に記載する免除理由が簡潔で済むように、対応職員の配慮が必要である。

2. 高校奨学金の弾力的運用

- (1) 被災者への給付金等がある中で、奨学金を借りて学業を続けようとする生徒はそれほど多くなかった。
- (2) しかし、被災者用の奨学金の募集を早期に開始したことにより、先行きに不安を感じていた保護者からありがたい旨のコメントがあったことから、申請の多寡にかかわらず、セーフティネット的な観点からも、被災者向けの奨学金の弾力的な運用が必要と考えられる。

3. 震災被害者保育料減免支援事業

- (1) 避難先の市町村の判断で事業に繋がるか繋がらないか分かれたことから、事業に対する十分な説明が必要である。

【福島県からの児童生徒の受入れ（冬期）】

屋外での活動を制限されるなど不自由な日常生活を余儀なくされている福島県の小・中学校の児童生徒を受け入れ、本県の豊かな環境の中で、県内の児童生徒との交流を行った。

取組内容

[実施概要]

福島県の児童生徒（小・中学校）と県内の児童生徒の交流活動を行った市町村及び市町村が設置した団体に対して、その経費を補助した。

事業実施期間

平成23年12月23日～翌年2月29日

補助基準額

宿泊費 1泊3食 6,000円/人

交流活動費 上限 100,000円/交流活動



交流活動の様子

[事業実績]

	市町村名	プログラム名	開催期日	申込人数(名)				実績	
				小学生	中学生	保護者 その他	合計	受入 (名)	宿泊数 (泊)
1	能代市	冬のぼかぼか体験 in 能代	1/7～9	2	0	6	8	8	16
2	男鹿市	なまはげ太鼓となまはげ行事を体験しよう	2/4,5	2	0	4	6	6	6
3	湯沢市	冬を満喫、湯沢でスキーと犬っこまつり	2/10～12	2	0	3	5	5	10
4		秋の宮温泉郷の「かだる雪祭り」でミニかまくらづくり体験と雪合戦	2/4,5	12	0	12	24	21	21
5	由利本荘市	自然豊かな由利本荘市で雪遊びとそば打ちで交流しよう	1/27～29	3	0	4	7	4	8
6	大仙市	まほろばの里で新春行事とスキー交流	2/4,5	14	0	16	30	21	21
7		「ギバちゃん(柳葉敏郎さん)」のふるさとで小正月行事を楽しもう	2/10～12	13	0	15	28	23	46
8		「蝦夷ほたる」と「火まつり」満喫ツアー	2/18,19	10	2	16	28	19	19
9	にかほ市	実験工作教室に参加しよう	12/23,24	4	0	5	9	9	9
			2/24,25	4	0	5	9	8	8
10		白瀬南極探検隊100周年記念イベントに参加しよう	1/27,28	4	0	3	7	7	7
11		にかほっ子と一緒にボール遊びをしよう	2/25,26	4	0	5	9	8	8
12	仙北市	白岩地区小正月行事「燈火祭」に互いの思いを込めて	2/10～12	3	0	9	12	12	24
13		剣道と郷土料理で熱く深い絆を!	2/17～19	0	22	20	42	35	70
14	五城目町	『ごじょうめまち・わらしべ塾へようこそ!』	2/18,19	1	0	2	3	0	0
15	八郎潟町	福島っ子と八郎っ子のバドミントン交流	1/7～9	8	0	6	14	14	28
16	美郷町	「美郷町小正月行事に参加しよう」	2/11,12	13	0	7	20	20	20
17	東成瀬村	東成瀬で雪遊び体験をしよう!!	2/25,26	1	0	2	3	0	0
18			1/28,29	13	0	9	22	0	0
			2/18,19	20	1	10	31	30	30
合 計				133	25	159	317	250	351

課 題 等

- (1) 福島県内への情報の周知については、福島県教育委員会やPTA連合会の協力を得たものの、各家庭までの周知は難しかった。
- (2) 冬期間という季節的な要因が影響した。(参加者や県内の市町村等からは天候への心配、移動に対する不安の声があった。インフルエンザによる参加の辞退もあった。)

経験・教訓

- (1) 年度途中に開始した事業だったことから、市町村は補正予算を組んで対応せざるを得なかった。
- (2) このプログラムへの参加者からは、「最高の三日間です。一生忘れません。秋田県が大好きになりました。」という感想が寄せられたことから、福島県の方々の心に寄り添った事業ができたと感じている。



「蝦夷ほたる」 & 「火まつり」満喫ツアー（大仙市）

⑥ その他

【秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正等】

被災者に対して、各種証明書の再交付等に係る手数料等を減免及び還付することができることとした。

取組内容

平成23年3月11日から同年7月11日（秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成23年秋田県条例第36号）の施行の日の前日）までの間に東日本大震災の被災者から徴収した各種証明書の再交付等に係る手数料（東日本大震災に起因して行われた申請等に係るものに限る。）については、当該徴収した手数料の額に相当する金額を還付することができることとした。

また、手数料、使用料等について、特別な理由があると認めるときは、減免することができることとした。（7月12日～）

【例】 運転免許証の再交付に係る手数料

81人の被災者に対して、再交付に係る手数料の減免を行った。

経験・教訓

- (1) 手続きを円滑に進めるためにも、減免・還付の申請の際に罹災証明書や被災証明書を添付することについて、被災者に対して情報を迅速かつ正確に周知することが重要である。

【被災学生支援事業】

被災世帯の学生支援のため、秋田県立大学及び国際教養大学に授業料減免相当額等を補助した。

取 組 内 容

[実績]

- ・秋田県立大学
 - 授業料減免 延べ164人、20,897千円を減免（うち県補助金10,984千円）
 - 被災者支援金給付 79人、19,557千円を給付
- ・国際教養大学
 - 授業料減免 延べ43人、8,171千円を減免（うち県補助金4,153千円）
 - 入学金減免 9人、3,807千円を減免

【震災避難者交流事業】

日頃の防災と地域での支え合いについて意識を新たにする目的で、県内の市町村老人クラブ連合会が被災県（岩手県）の老人クラブを招き、交流した事業に対して、調整役を担った秋田県老人クラブ連合会を通じて補助金を交付した。

取 組 内 容

[交流実績] すべて一泊二日で実施

月 日	招待クラブ	招待人数	招待元老連	宿 泊 先
9月 9日 (金)	大船渡市	20	由利本荘市	にしめ湯っ娘ランド
15日 (木)	久慈市	22	鹿角市	御宿 馬ぶち
20日 (火)	陸前高田市	21	男鹿市	男鹿観光ホテル
30日 (金)	宮古市	24	大仙市	柵の湯
10月 5日 (水)	洋野町	23	小坂町	とわだ遊月
	野田村	20	大館市	大館矢立ハイツ
	普代村	24	能代市	砂丘温泉ゆめろん
6日 (木)	釜石市	31	横手市	鶴ヶ池荘
19日 (水)	田野畑村	21	北秋田市	マタギの湯
20日 (木)	山田町	24	潟上市	八郎潟ハイツ
11月 8日 (火)	大槌町	25	五城目町	ホテル鹿角
15日 (火)	岩泉町	22	仙北市	かたくりの花
計	12市町村	277人	12市町	

[交流内容]

- ・尾去沢鉱山、寒風山、弘田の柵跡、康楽館、秋田犬会館、風の松原などの観光名所案内
- ・手作り石鹸、曲げわっぱ作成などの体験交流
- ・グラウンドゴルフなどのスポーツ交流
- ・芸能発表 など

課 題 等

- (1) 被災県側の要望及び全国老人クラブ連合会等関連団体と十分な事前調整のもと、事業を行う必要がある。

経験・教訓

(1) 当初は被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を対象として考えていたが、全国老人クラブ連合会が幹事県（本県は岩手県、山形県が宮城県、福島県が新潟県）を定めていたことから、岩手県を交流先とすることとなった。

地元の調整役となった秋田県老人クラブ連合会と被災県側との連携が円滑に進むよう、地元県として十分なサポート体制を整える必要がある。